

みやこ町告示第24号

みやこ町空き家成約奨励金交付要綱を次のように定める。

平成27年4月1日

みやこ町長 井上 幸春

みやこ町空き家成約奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町内の空き家の有効活用及びみやこ町空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱（平成27年みやこ町告示第23号）第2条第4号に規定する空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）の促進を図るため、移住希望者又は町内在住者が空き家を利用する場合において、当該空き家の提供者に対し、予算の範囲内において空き家成約奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、みやこ町補助金等交付規則（平成18年みやこ町規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 空き家バンクに登録している空き家をいう。
- (2) 登録者 自らが所有する空き家を、空き家バンクに登録している者をいう。
- (3) 移住希望者 本町以外から本町に転入しようとする者をいう。
- (4) 町内在住者 本町に住所を有する者をいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、奨励金の交付を申請した日において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 登録者であること。
- (2) 移住希望者又は町内在住者との間で空き家について売買契約又は賃貸借契約若しくは使用貸借契約を行っていること。
- (3) 前号の移住希望者又は町内在住者が交付対象者の3親等以内の親族でないこと。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、5万円とする。

2 奨励金は、交付対象となる空き家に対して1回に限り交付する。

(奨励金の交付申請)

第5条 交付対象者は、みやこ町空き家成約奨励金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 売買契約書又は賃貸借契約書若しくは使用貸借契約書の写し
- (2) 誓約書(様式第2号)
- (3) その他町長が必要と認める書類

(奨励金の交付決定の通知)

第6条 町長は、前条の申請書の提出を受けたときには、速やかに審査し、交付すると決定したときは、みやこ町空き家成約奨励金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付請求)

第7条 奨励金の交付決定の通知を受けた者が奨励金の交付を請求しようとするときは、みやこ町空き家成約奨励金交付請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(奨励金の返還等)

第8条 町長は、奨励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 賃貸借契約又は使用貸借契約に基づき空き家に入居した者が、当該入居の日から5年を経過する前に契約解除等により退去した場合において、退去後、当該空き家を速やかに空き家バンクへ再登録しないとき。
- (2) 奨励金の交付申請時に提出した書類に偽りその他不正があったとき。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

みやこ町空き家成約奨励金交付申請書

年 月 日

みやこ町長 様

申請者

住 所

氏 名

⑩

電話番号

みやこ町空き家成約奨励金交付要綱第5条の規定に基づき奨励金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 空き家バンク登録番号 _____ 号
- 2 空き家の所在地 _____ みやこ町 _____
- 3 売却又は賃貸借（使用貸借）の契約年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 4 添付書類
 - ① 売買契約書又は賃貸借契約書若しくは使用貸借契約書の写し
 - ② 誓約書
 - ③ その他町長が認める書類

様式第2号（第5条関係）

誓約書

私は、次のいずれかに該当することになったときは、返還命令に従い、既に交付を受けた奨励金を返還します。

- （1） 賃貸借契約又は使用貸借契約に基づき空き家を借り受けている者がその入居した日から5年を経過する前に契約解除等により退去した場合において、退去後、当該空き家を速やかに空き家バンクへ再登録しないとき。
- （2） 奨励金の交付申請時に提出した書類に偽りその他不正があったとき。

年 月 日

住 所

氏 名

⑩

電話番号

様式第3号（第6条関係）

みやこ町空き家成約奨励金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

みやこ町長

印

年 月 日付けで申請のあった空き家成約奨励金の交付については、みやこ町空き家成約奨励金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり条件を付して決定したので通知します。

1 奨励金交付決定額 金 _____ 円

2 奨励金交付要件

奨励金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した奨励金の全部又は一部を返還させることがあります。

(1) 賃貸借契約又は使用貸借契約に基づき空き家を借り受けている者がその入居した日から5年を経過する前に契約解除等により退去した場合において、退去後、当該空き家を速やかに空き家バンクへ再登録しないとき。

(2) 奨励金の交付申請時に提出した書類に偽りその他不正があったとき。

様式第4号（第7条関係）

みやこ町空き家成約奨励金交付請求書

年 月 日

みやこ町長 様

住所

氏名

印

年 月 日付け 第 号で決定通知のあった空き家成約奨励金
について、みやこ町空き家成約奨励金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり請
求します。

記

交付決定額	円	
請求額	円	
金融機関名	銀行 協同組合 信用金庫	本店（所） 支店（所）
預金種別	普通・当座	
口座番号		
（フリガナ） 口座名義人		